

令和 2 年 9 月 2 日  
保健福祉政策部国保・年金課  
保険料収納課

## 世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例

### 1 主旨

地方税法の改正に伴い、保険料に係る延滞金の割合の特例に関する規定を改める必要があるため、世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する。

### 2 改正内容

令和 2 年 3 月 3 1 日に公布された地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）により、延滞金を算出する際に用いる割合の名称等が変更されたことに合わせ、条例の一部を改正する。

### 3 改正案

裏面 新旧対照表のとおり

### 4 施行期日

令和 3 年 1 月 1 日

### 5 今後のスケジュール（予定）

令和 2 年 9 月 第 3 回区議会定例会（改正案の提案）

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区国民健康保険条例 昭和34年11月10日条例第14号</p>	<p>○世田谷区国民健康保険条例 昭和34年11月10日条例第14号</p>
<p>付 則</p>	<p>付 則</p>
<p>(延滞金の割合の特例)</p>	<p>(延滞金の割合の特例)</p>
<p>第2条 当分の間、第22条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>第2条 当分の間、第22条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>
<p>附 則 (令和2年9月 日条例第 号)</p>	
<p>(施行期日)</p>	
<p>1 この条例は、令和3年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p>	
<p>(経過措置)</p>	
<p>2 この条例による改正後の世田谷区国民健康保険条例の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</p>	